

豊田市水素社会構築戦略策定業務委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

昨年度、政府が「水素基本戦略」を改定し、2040年までの水素導入量や地域連携等を明示した。また、今年度は新たに「水素社会推進法」が成立し、水素を製造・輸入する企業に対し、既存の燃料との価格差分を政府が補填することが決定した。これらの政府戦略に合わせ、市内企業も水素活用に向けた取り組みを加速していくことが予想される。

本業務では、政府の水素戦略を踏まえ、産業及び民生部門の脱炭素化及び新たな産業振興に寄与する地域戦略を策定するとともに、市内企業等との官民連携を軸に、水素を「つくる・はこぶ・つかう」ための全方位の施策を設定することを目的とする。

2 契約の概要

別紙「豊田市水素社会構築戦略策定業務委託 仕様書」のとおり

3 提案限度額

30,000,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。競争入札参加資格を有しない者は、以下の資料を提出し、契約締結能力や信用力が確認できた場合に参加を認めます。

登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	法務局で発行
納税証明書（国税） （未納の税額がないことの証明）	「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書
納税証明書（愛知県税）※ （未納の税額がないことの証明）	「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
納税証明書（豊田市税）※	証明の種類は「完納証明」

※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で、納税証明書が受けられない場合は「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出してください。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

(6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)

(7) 公告日において、次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

なお、根拠として該当する業務の契約の事実が分かる書類の写しをそれぞれ提出すること。

ア 官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。)または民間の発注の業務で元請として1件当たりの税込金額1,000万円以上の水素の利活用促進に関連する調査分析・戦略策定業務の履行実績を有する者であること。

イ 官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。)発注の業務で元請として1件当たりの税込金額1,000万円以上の官民連携に係る業務の履行実績を有する者であること。

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

7月 1日(月)	業者選定審査会による方式の決定
7月 2日(火)	事業実施の公告、公表、公募の開始 業務説明資料等の交付開始
7月12日(金)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
7月16日(火)	参加資格確認通知書の送付
7月19日(金)	質問の回答期限
7月26日(金)	提出書類の提出期限
7月31日(水)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
8月 1日(木)	選考結果の通知・最優秀提案者との協議開始
8月26日(月) 予定	業者選定審査会による業者の決定
9月 4日(水) 予定	見積徴取
9月12日(木) 予定	契約締結

(2) ヒアリング

- ア 日時 7月31日(水) 午前9時～午後5時のうち指定する30分間
- イ 場所 豊田市役所 東61会議室(東庁舎6階)
- ウ 備考
- ・提出された企画書等に基づき1社30分(説明15分、質疑応答15分)のヒアリングを行う。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
 - ・社会情勢の変化によりヒアリングの方法を変更する可能性がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

6 選考委員

委員長 企画政策部 副部長 青木勉
委員 学識経験者 島美穂子（森・濱田松本法律事務所 弁護士）
学識経験者 近藤元博（愛知工業大学 総合技術研究所 教授）
産業部 産業労働課長 川合晃司
環境部 環境政策課長 塩谷誠
都市整備部 交通政策課 稲吉康介
企画政策部 未来都市推進課 清水智哉

7 提出書類

A4サイズ片面6枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容を記載（提出部数は正本1部、副本8部）副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。併せて、正本及び副本のPDFデータを問合せ先のEmailへ提出すること。

（1）業務経歴

ア 事業者の業務実績

本実施要領4 参加資格要件（7）ア・イに該当するすべての履行実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）。なお、実績については現在履行中の業務は対象外とする。

イ 業務担当責任者等の業務実績

業務担当責任者、主任担当者等の資格、経歴、同種業務実績として参加資格要件（7）ア・イに該当するすべての履行実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）。なお、実績については現在履行中の業務は対象外とする。

（2）業務実施体制

（3）業務実施方針の提案

提案者の保有する情報、公開されている資料等を活用し、別紙「豊田市水素社会構築戦略策定業務委託 仕様書」に記載の業務内容のうち、次に掲げる項目について記載すること。

ア 調査分析の手法（各種数値の算出、政府や市内外企業へのヒアリング等）

イ 本戦略策定の方針（コンセプト）及び重視するべきと認識する点

ウ 仕様書内、2業務内容（1）対象業務に対し、追加する項目として想定されるもの

（4）工程計画

（5）見積書及び積算内訳書（1部）

8 評価基準

（1）下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴（130点）【事務局評価】

（ア）事業者の業務実績（65点）

（イ）業務担当責任者等の業務実績（65点）

イ 業務実施方針等（50点）【選考委員評価】

- (ア) 業務実施体制 (5点)
- (イ) 業務実施方針の提案 ア・イ・ウ (40点)
- (ウ) 工程計画 (5点)

ウ 価格の設定 (20点)

※評価点 (500点) = ア (業務経歴 (130点)) + イ (業務実施方針等 (50点) × 7人) + ウ (価格の設定 (20点))

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

(2) 価格評価について

価格点は、総合点500点満点のうち20点を満点とし、以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\text{価格点} = 20\text{点満点 (価格点数)} \times (\text{最低見積金額} \div \text{見積提示金額})$$

(3) 最高得点のものが同点の場合は、評価項目のうちイ業務実施方針等の合計得点が高い者を契約の最優秀提案者として選定する。

(4) 提案者が一者の場合でも、最低基準点 (250点) に達しない者は契約の相手方として特定しない。

9 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (5) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

【問合せ先】

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市役所 企画政策部 未来都市推進課 水谷、山本
電話 0565-34-6982 (直通) FAX 0565-34-2192
E-mail: hybrid-city@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>